

我孫子市病児保育事業及び子育て援助活動支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

我孫子市病児保育事業及び子育て援助活動支援事業補助金交付要綱（令和2年告示第271号）の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
補助事業	補助対象者	補助対象経費	補助限度額	補助事業	補助対象者	補助対象経費	補助限度額
新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図る事業の項及び新型コロナウイルス	略	略	略	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図る事業の項及び新型コロナウイルス	略	略	略

イ ル ス 感 染 症 対 策 臨 時 休 業 時 利 用 支 援 事 業 の 項 略			
--	--	--	--

新 型 病 児 保 育 事 業 を 行 う 者 の 感 染 拡 大 防 止 対 策 事 業 (緊 急 包 括 支 援 事 業 分)	病 児 保 育 事 業 を 行 う 者 の フ ァ ミ リ ー サ ポ ー ト セ ン タ ー 事 業 者	1 マスク、消毒液その他の衛生用品又は感染防止のための備品の購入、事業所等の消毒、感染症予防の広報・啓発等新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るために必要な経費（新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図る事	1 か所につき50万円 1 事業者につき50万円
--	---	---	---------------------------------

イ ル ス 感 染 症 対 策 臨 時 休 業 時 利 用 支 援 事 業 の 項 略			
--	--	--	--

業に対する補助金の補助対象経費となった経費を除く。)

2 研修費、事業に従事する者（以下「職員」という。）に対する手当その他の職員が新型コロナウイルス感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施するために必要な経費

備考 略

備考 略

附 則

この告示は、公示の日から施行し、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策事業（緊急包括支援事業分）は、令和2年4月1日以後に購入し、又は実施したものに係る経費から適用する。